

## 「合理的配慮」について

子どもたち一人ひとり、誰もが違う個性を持っています。得意なことがあれば苦手なこともあります。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、学校生活の中で合理的配慮の提供が義務となりました。合理的配慮とは、例えば・・・

○視覚に困難があり文字が見えにくいので、黒板の見やすい場所に座席を変える。

○聴覚に困難があり聞こえにくいので、板書を工夫してわかりやすくする。

○体の動きが困難で、日常生活や授業の中で補助が必要な場合、サポートをつけたり、活動内容を調節する。

○気持ちを表現するのが苦手なので、上手にコミュニケーションがとれるようサポートする。

○読み書きや集中、指示理解に困難があり、学校生活や授業で、自分一人で解決できない等、困難な状況を改善するためにサポートする。

などです。子どもたちが学校生活を送る上で配慮が必要な場合は、本人や保護者から遠慮無く担任にお伝えください。お申し出いただいた内容については、学校教育活動において必要か、実施可能か、過度な負担ではないかなどを検討し、本人や保護者の方と相談しながら配慮の方法を決定していきます。また決定した内容は、「個別の支援計画書」を作成し、ご家庭と学校でいつでも内容を確認していく様子にいたします。

ご不明な点は、教頭までお問い合わせください。

